

# 大阪外国語大学教職員組合

## 2007 年度定期総会議案書

### 議 事

1. 第 1 号議案 2006 年度活動総括と  
2007 年度活動方針
2. 第 2 号議案 組合規約と各種規程の改正
3. 第 3 号議案 2006 年度決算報告と  
2007 年度予算提案

日時 : 2007 年 7 月 21 日 (土) 午後 2 時半 ~ 5 時  
会場 : JR 吹田駅隣り さんくすホール 第 2 会議室  
(JR 吹田駅より徒歩 1 分、吹田さんくす 1 番館 4 階)

※ 総会終了後、懇親会を予定しています。こちらにもご参加ください。

■ も く じ ■

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1

2006 年度活動総括

(1) 統合問題と組合活動

1. 交渉事項について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
2. 産休・育休問題・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
3. 非常勤講師・外国人教師問題・・・・・・・・ p. 4
4. 賃金問題・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5
5. 三六協定について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5
6. 入試手当て問題・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6
7. 学長選について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
8. 再雇用の制度設計・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7

(2) 組合の組織活動

1. 組合員拡大の取り組み・・・・・・・・ p. 8
2. 労働協約の破棄通告と組合事務室光熱費について p. 9
3. 教育基本法「改正」反対の署名活動・・・・・・・・ p. 9
4. レクレーション活動・・・・・・・・ p. 9
5. 文集 特別号・・・・・・・・ p. 10

2007 年度活動方針・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11

組合規約および各種規程の改正・・・・・・・・ 別紙

会計報告(決算/予算)・・・・・・・・ 別紙

会計監査報告・・・・・・・・ 別紙

付録 1 : 2006 年度組合の活動記録・・・・・・・・ p. 12

付録 2 : 2006 年度団体交渉事項の回答・・・・・・・・ p. 16

## はじめに

80 有余年の歴史を有するわが大阪外国語大学は 2007 年 10 月 1 日をもって大阪大学と統合することになりました。統合とは名ばかりで実態は解体吸収合併といわねばなりません。

国際文化学科は文字通り解体されて、所属教員は大阪大学の各部局に分属していき、地域文化学科は陣容を縮小するのみならず、それぞれの夜間主コースは廃止されて、その学生定員は大阪大学の理系学部の定員を拡充させるのにさえ使われています。

事務組織も学生課や教務課、或いは附属図書館の事務室及び国際課などの一部分が形を変えて残るのみで、人員は大幅に削減される可能性があります。

このような統合を目前にして我々は大阪外国語大学教職員組合をどのようなかたちにするべきでありましょうか。

我々はこの箕面地区に働く者の組合として存立するのが望ましいのではないかと思います。大阪大学の教職員組合に直接に参加するよりはむしろ箕面地区に働く者の組合として、我々の問題を主体的に取り上げて解決をめざす独立した組織としてあるべきであろうと思います。そして全学的な問題について当局と交渉するときには大阪大学の他の組合と共同してこれに当たるべきでしょう。それゆえ他地区に分属していく人々の参加を歓迎するものであります。

# 第 1 号議案

## 2006 年度活動報告

### (1) 統合問題と組合活動

今年度の組合活動は、阪大との統合問題に収斂していくことになりました。組合が取り組む優先課題が、「就業規則」の不利益変更問題や統合後の事務組織の構成・人員、事務補佐員の雇用承継と統合時の雇用条件等になるのは当然です。いっぽう外大の交渉当事者は「自主的」な判断ができず、あらゆる面で「阪大基準」を押し付けてきました。主要な交渉は、2006 年 11 月～12 月に 4 回、2007 年 3 月に 5 回、4 月に 2 回実施しました。前進した面もありますが 10 月の統合を控え、再度課題を確認して今後の交渉に当たる必要があります。

我々は外大という職場から、10 月以降、組織「風土」が違う大学運営の問題に直面します。組合は、これまで築いてきた民主的で働きやすい職場を守り発展させ、統合後の新たな事務組織のあり方や研究教育体制について、提言や要求・政策作りの役割を担っていくことが求められます。

また、再編統合を経験した組合として、人件費が 8 割を占める大学が抱える財源問題や「兵糧攻め」による再編統合を生じさせない「教訓」を、全国に発信していくことが今後の宿題となります。

#### 1. 交渉事項について

2006 年度定期総会で承認された「2006 年度の活動方針」に基づき、9 月 14 日に開催した第 1 回執行委員会での議論を経て、10 月 2 日「今年度の団体交渉事項」13 項目を決定し大学に提出しました。この交渉日程について、10 月 20 日までの回答を求めていましたが、期日を過ぎても連絡のないまま唐突に、学長名による文書回答が 10 月 31 日届きました。しかも単に回答の形式を整えただけで、具体的な内容はいっさい書かれておらず、誠実交渉義務違反そのものの回答です。

「今年度の団体交渉事項」への「不誠実な回答」を追及し、11 月 8 日、16 日、12 月 1 日、8 日、断続的に交渉し、交渉結果は「kahansu 通信」でその都度お知らせする事を堅持しました。特に、優先課題とした統合に伴う労働条件の変更問題などの 4 項目は、組合として譲ることができないという構えで取り組み、12 月末までの期限を切って回答を迫りました。しかし、年内は阪大との協議が必要であるとか、年が明けてからは設置審への提出資料作成で時間がない、国会対策で時間がないことなどを理由として団体交渉は遅々として進みませんでした。

状況を打開するため、2007 年 1 月 24 日に再度学長交渉を申入れ、統合に伴う雇用と労働条件についての協議を進めることを迫り、2 月 14 日と 28 日の 2 回にわたる学長交渉を実施し、3 月 2 日に「就業規則」についての全学説明会を開催させました。

この説明会は時間が短く、事務補佐員からは9月10月の雇用不安に質問が集中しました。内容的にも不十分で、配布された資料にある「経過措置」「経過措置を検討」の結果が不明なままでは、到底納得できる説明になっていません。

4月27日におこなった交渉で、「就業規則の目処は、1. 9月中に労使協定を含む就業規則の届けを労基署に提出したい。2. それまでに過半数代表者に説明し、意見を何度か聞く機会を保証したい。3. したがって統合の2ヶ月以上前までに就業規則「案」を提示したい」という大学の回答を引き出しました。就業規則をめぐって、教員の65歳定年制、休憩時間や病気休暇の取り扱い、事務補佐員の雇用条件など、7月からの就業規則「案」をめぐる交渉が重要になってきます。6月8日に「2006年度の交渉における未確認事項」7項目の申入れをおこないましたが、これまでに解決していない要求課題については、次期の活動方針に組み入れ、引き続き粘り強く交渉していきます。

交渉をめぐるこのような状況のなかで、今期特記すべきことは、事務補佐員の常勤職員採用試験が実現したことと法人化前から雇用されている事務補佐員は「労働契約の更新可能年数に制限を設けない」という学長裁定により、3年期限の雇い止めを解決したことです。

#### 今年度獲得した事項

- 事務補佐員の常勤職員採用試験を実現して1名採用
- 法人化前から働いている事務補佐員の3年雇い止めを撤廃
- 事務補佐員への夏季特別休暇の実施
- 今年度の身上調書を3ヶ月早め「統合時における配置・転出希望」欄を設けさせた
- 「業務のアウトソーシング」方針を見直し、派遣から事務補佐員に切り替えさせた
- 入試業務で振替休日と謝金を獲得
- 2007年4月から地域給を11%から12%へアップ

#### 2. 産休・育休問題（kahansu 通信第2号、第4号）

組合の新執行部が発足してすぐの8月14日に「産前・産後休暇の代替職員及び育児休業代替職員について」の申入れをおこない、産休・育休制度の不備を改善するよう求めました。しかし大学の対応は「育児休業をした場合は無給扱いなので、その分の人件費で代替（派遣職員）を雇う。産前・産後についても育児休業の人件費の範囲内で派遣職員を雇用するが、これが困難な場合は別途検討する。教員も同様の考え方で、育児休業の給与総額の範囲内で非常勤講師を雇う」というものです。

組合は「この問題の解決を、育児休業の人件費の範囲とか給与総額の範囲内という面だけで考えることが問題だ。次世代育成支援行動計画を外大のHPにも掲げている。

総務課レベルの判断ではなく、学長判断が必要だ」「育児休業の人件費の範囲内だと、産休だけ取得する場合は代替職員が手当てできなくなる」「教員の場合、学務委員会の内規でコマ数の半分を非常勤講師で代替となっている。しかし統合の経過措置の間は、教員の負担増が予想されている。また、セメスター制になる点からも半分と決める必要はない」と主張しました。

交渉時に産休・育休の該当者があり運用を急ぐ必要があったため、産休の代替要員の経費的裏づけなどの点で問題を残したままになっています。

### 3. 非常勤講師・外国人教師問題

#### ①非常勤講師（kahansu 通信 4 号、6 号）

組合は再三にわたって、統合後の非常勤講師の労働条件等について明らかにするよう求めましたが、大学側から明確な回答はなく、12月に各専攻・専攻語に配付された「平成19年度授業計画について」という文書のなかで、非常勤講師は、「平成19年10月1日から3月31日までの授業については、大阪大学の受入内容に基づく契約となる見込み」であることが述べられたのみでした。組合が、より詳細な具体的条件等を明らかにするよう求めると、大学側は、新年度に入ってそれほど時を経ないうちに説明する予定である、と発言しましたが、現時点にいたるまで詳細は明示されていません。

#### ②外国人教師・外国人招へい教員（kahansu 通信 4 号、5 号、15 号、17 号）

11月8日の交渉のなかで、外国人教師・外国人招へい教員の名称、給与表、旅費規程などが阪大と調整中であることが明らかになりました。11月16日の交渉では、現在の外国人招へい教員の待遇は、宿舍等に関して不十分な面があるので、その改善も考慮して調整すべきであると組合は要求しました。

大学から過半数代表に対し、外国人招へい教員の旅費規程の変更（2年契約の途中で帰国する場合、帰国の旅費は出さない）に関して意見聴取があり、過半数代表者は、滞在が2年に満たない場合でも個々の特殊な事由を考慮するように、とする意見書を12月5日付で提出しました。

3月26日、29日の交渉で、阪大の外国人教師規定では労働時間が定められている（つまり裁量労働制でない）が、統合後も現外大の外国人教師・外国人招へい教員には裁量労働制が適用されるのかどうか質しました。現外大の外国人教師については平成22年3月末まで制度の維持が保証されているが、外国人招へい教員については、統合後に阪大の特任教員（任期付き教員）の身分に順次切り換えていくという回答でした。4月末の交渉では、「統合後も、現在採用されている外国人教師・外国人招へい教員については、経過措置として現在の条件がそのまま有効であるが、後任に替わるときから特任教員の身分で採用する。また現阪大の外国人教師についても、順次特任教員にすると聞いている。特任教員は裁量労働制の職員である」という説明がありました。

#### 4. 賃金問題 (kahansu 通信第 6 号、第 7 号、第 10 号)

昨年、人事院勧告準拠の「給与構造改革」が本学でもおこなわれました。その結果、昇給月が 1 月 1 日に変更され、特別昇給制度が廃止されました。この「改定」による初めての昇給が 2007 年 1 月 1 日です。この問題について大学は、12 月 8 日に 1 時間足らずの説明と「大阪外国語大学教職員(常勤)の平成 19 年 1 月 1 日昇給の方針(案)」の提示を組合におこなっただけで実施しました。これまで根拠としてきた「特別昇給実施細則」は昨年 4 月 1 日に廃止していますので、2007 年 1 月 1 日に適用される「極めて良好」「特に良好」な職員の基準は何なのか、不明です。結局ここでも「阪大準拠」の押し付けです。

1 月 1 日の昇給結果は、「特に良好」教授 23 (17) 人 助教授ほか 13 (1) 人 事務 11 人、「良好」教授 61 (36) 人 助教授ほか 74 (4) 人 事務 62 (9) 人、( ) 内は 55 歳以上の人数です。55 歳以上の教職員の場合、「特に良好」以上の「評価」でないと昇給はありません。「特に良好」で 55 歳以下の該当者は 5 号俸アップ、55 歳以上は 2 号俸のアップです。「良好」の場合は、教授は 1 号俸、教授以外の教員と事務職員は 2 号俸アップとなります。「特に良好」のなかに 55 歳以上の教員が 18 名該当するので、実際に 5 号俸アップとなった教員はわずか 10% (18 名) です。つまりほとんどの教職員はこれまでの定期昇給の半分しか上がらなかったという結果です。

義務的交渉事項である賃金について、組合に十分な説明をおこなわず、結果として阪大の基準による恣意的な昇給という最悪のシナリオとなりました。

#### 5. 三六協定について (kahansu 通信第 17 号、第 21 号)

大学当局は、今年もぎりぎりになって三六協定(時間外労働及び休日労働に関する協定)を提案してきました。3 月 29 日に実施した交渉で、「統合後の事務組織について、どのような事務組織となるのか等、4 月中には明らかにしたい」という学長回答だったこと、また統合時の事務補佐員の雇用についての回答が明確でなかったため、異例ともいえる 4 月末までの 1 ヶ月期限で三六協定を締結しました。

1 ヶ月の期限が迫った 4 月 26 日、大学当局は 9 月末までの協定書を準備してきました。3 月末に約束した統合後の事務組織については、4 月 25 日に「統合後における新大阪大学の事務組織体制について」という文書が配布され大卒の説明はありました。しかし、これだけでは事務組織の構成や人員については未だ不明です。また、労働条件そのものである「就業規則」の取り扱いは、「統合の 2 ヶ月以上前までに就業規則案を提示したい」との 4 月 27 日の回答を受け、就業規則案が提示される予定の 7 月末までを有効期限とする三六協定を締結しています。

この交渉の際、「4 月 12 日に淀川労基署の管内査察があり、問題を指摘されるようでは三六協定を結べない」と組合が質すと、総務課長は「労基署の仕事として担当管

内の状況把握を行うというもので、その際記録類を持ち帰った。疑問点についての質問には答えたりして協議を進めている。今後指摘があるかどうかは、淀川労基署の方針によると思う。」と答えていました。しかし、実際には4月17日、労働基準法違反（三六協定の時間外労働限度違反、時間外労働賃金の不払い）があるとして淀川労働基準監督署は、学長に対し是正勧告を行なっていました。組合は5月18日声明（「淀川労働基準監督署からの是正勧告について」）を出し、使用者責任を問うと同時に原因究明や実効ある是正措置と今後の再発防止策を速やかに公表することを学長に求めました。

是正勧告後も大学当局は、会議の折に残業を減らすよう呼びかけたり、仕事量の削減や人員増もなく定時退庁日を設けるといった弥縫策に終始しています。組合は、業務量の増加に対して特定の人間に業務が集中している状況を是正させると共に、時間管理のあり方や働き方の問題にも取り組む必要があります。

#### 6. 入試手当て問題（kahansu 通信第3号、第7号、第8号）

外大が実施する今年度の入試業務の取り扱いについて、大学当局から具体的提案が9月8日に示され、大枠での合意を10月6日取り交わしました。（「平成18年度個別学力検査業務に係る職員の勤務条件に関する覚書」「使用者と教職員組合との協議概要」）

合意内容は、1. 出題、面接、採点の業務に従事する教員にポイント制による謝金を支給する。2. 入試実施日が土日の場合の試験監督・事務は、週休日の振替を行い、ポイント制による謝金を支給する。3. 1ポイント当たりの単価は、教員1380円 事務1280円（昨年の1ポイント当たりの単価は、教員1340円 事務950円）とする。4. 10月8日と11月19日については、教員の振替が困難な場合は休日給（平日の35%割増）を支給する、の4点です。

新たに今年度獲得したのは以下の点です。大学提案では3月12日実施の一般後期試験が平日なので面接試験担当教員に謝金を出さないというものでした。しかし、同日の採点業務に謝金を出し、面接には謝金を出さないのは説得力に欠ける。面接は採点を含む業務なので当然謝金を支払うべきだと組合は主張し、そのように変更させました。また、ポイント制は、業務により「重み付け」を行い、業務によりポイントを変えている。更に単価にも差をつけるのは納得できないと交渉を重ね、同額にはなりませんが、今年度は上記の額で妥結しました。また、入試業務の各人への依頼に際しては、労働条件（ポイント数、始業時間と終業時間）を明記するよう改善をもとめました。

昨年の交渉でも、職員の業務軽減をはかることを双方で確認し、いくつかの改善が図られました。今年度は入試前日におこなわれる設営業務にはアルバイト学生の雇用を提案し、職員の負担軽減をもとめました。実現していません。来年度も「入試業務



の合理的な実施体制」について、合意事項の点検と検討をおこない、協議を継続していきます。

センター入試については、外大実施の個別学力検査とは別途協議してきました。組合の今年度の要求は、振替休日プラス謝金支給です。謝金の算出方法は、大学入試センターから外大に業務委託される金額を、1月20日21日の大学入試センター試験業務の総時間数で割り、時間単価を出し、個々人の拘束時間数を掛けた金額です。今年は昨年単価から50円アップの1550円でした。しかし、大学入試センター業務の労働条件を組合との協議を通じて確定するというルールを無視し、合意に達しないまま実施しました。

#### 7. 学長選について（kahansu 通信第4、5号参照）

法人化後、初めての学長候補者選考「意向調査」と学長選考会議による学長選考が実施されました。組合は11月13日、職員の意向聴取を実効あるものとするため「学長候補者選考意向調査についての申入れ」を行ない、申入れには「投票の実施に当たって、学長候補者の選考理由、本人の所信を公表すること。また、立会演説会など直接候補者の意見を聞く機会を設けること」などを盛り込みました。言うまでもなく、大学構成員の意思に基づく大学運営をおこなうか否かは、学内民主主義の根幹にかかわることです。

組合はこうした観点から、学長候補者が選出された12月13日に、2名の候補者に4つの質問（1. 大阪大学との統合について、現時点で取り組むべきだと考える最優先課題をお聞かせ下さい。2. 統合後の教育研究のビジョンについてお聞かせ下さい。3. 統合に当たり、職員の雇用承継の確認、不利益変更を認めないことは使用者として最低限の責務ですが、職員の勤務環境、労働条件、待遇についてのお考えをお聞かせ下さい。4. その他、ご意見をお聞かせ下さい）に対する回答を求め、その回答を公表しました。

「意向調査」は、是永駿氏127票（総投票数224票の56.7%）、武田佐知子氏83票、白票14票という票数となり、現大学執行部に対する批判票が多く集まった投票結果となりました。

#### 8. 再雇用の制度設計（kahansu 通信第13号、第16号、第18号）

「高年齢者雇用安定法」の改正により、2006年4月1日から、年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせて、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講ずることが雇用者に義務付けられました。

組合は、2005年9月から「高年齢者雇用安定法の改正に伴い事業主に課せられた措置を講じるため、早急に協議をはじめること」を提起し、協議開始を申し入れてきました。しかし法的に求められている期限さえ守らず、「阪大待ち」で推移しました。再

任用の権利があった 2007 年 3 月末退職者には、賃金や条件も示さずに再任用の希望聴取をおこなっただけでした。

ようやく 2007 年 3 月 16 日になって「再任用職員就業規則」「再任用職員給与規程」「再任用職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程」「再任用職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則」を組合に提示しました。概要は、週 35 時間以内の雇用、事務職に採用し、配置は原則として他の課に配属する。給与は 4 クラスに分け、アップークラス（課長・事務長クラス）で年棒 350 万、ミドルクラス（補佐・専門員クラス）で年棒 300 万、エキスパートクラス（係長・専門職員クラス）で年棒 240 万、ユニバーサルクラス（主任クラス）で年棒 180 万を支給し、それに年金額を加算して、それまでの平均年収の約 6 割に相当する額を支給するという内容ですが、これは「阪大仕様」そのものです。また、「阪大仕様」のため「再任用職員就業規則」の 24 条に「文書の配布・掲示、集会等」の禁止条項がありましたが、この条項は削除させました。

3 月 28 日には再任用の基準（「再任用制度の適応対象者に係る基準に関する協定書」）を提示してきました。定年を 65 歳まで引き上げることが出来ない場合、継続雇用制度（再任用）を導入することになりますが、その際の再任用基準は労使協定によることが義務づけられています。労使協定で定める再任用の基準は、事業主が恣意的に継続雇用を排除しようとすることは認められていません。しかし、大学当局が提案してきた第 1 条 4 項は再任用該当者の「意欲、能力等を具体的に測る基準」や「自らが基準に適合するか否かを予見できる客観性」の点から疑義があると指摘して、4 月 5 日の交渉に臨みました。その後 4 月 5 日の交渉以降何の連絡もなく、現時点でも「再任用の基準」に関する労使協定は締結していませんし、再任用に係る「就業規則」も成立していません。来年以降（統合後）の再任用の運用に対して問題点をきちんと把握しておく必要があります。

## （2）組合の組織活動

### 1. 組合員拡大の取り組み

昨年度から定年退職者に加え、転出や途中退職者が続出して組合員が減り続けています。組合員の拡大は、2007 年 4 月に新任の教職員のなかから 2 名お迎えできましたが、減った組合員数には到底およびません。これまで定年退職者の減員を新任教職員で埋めて、なんとか維持してきた現員確保のパターンがくずれています。統合後の組合の力は、組合員数に左右されるといっても過言ではなく、組合として今年度最も力点を置く必要があります。（2006 年度執行委員会 11 回開催、書記局会議 14 回開催、阪大教職員組合と 3 回の懇談会開催）

現在の組合員数	教員	名	事務職員	名	事務補佐員	名
	教員組織率		事務職員組織率		事務補佐員組織率	

## 2. 労働協約の破棄通告と組合事務室光熱費について

12月28日総務課長が、「組合費の控除に関する労働協約」と「施設利用に関する覚書」（組合事務室利用）の二つの労働協約を2007年9月30日付けで破棄するという通告文書を持ってきました。阪大から指示されてのことか、この意図は定かではありませんが、10月以降についての言及がないのは信義にもとります。6月28日には「賃金控除に関する協定書」「一斉休憩の適用除外に関する協定書」についても破棄通告を届けてきました。

組合費の控除に関しては、労基法第24条に労使協定によって「賃金の一部を控除して支払うことができる」とあり、組合費も控除の対象として明記されています。これを活用して賃金控除、宿舍費、財形貯蓄の控除の労使協定の締結と同様に「組合費の控除」も認めさせる必要があります。

4月18日「組合事務室の光熱費徴収を2007年4月から廃止すること」を再度申し入れました。「施設利用に関する覚書」の「第5条 覚書の改定」には「いずれかが、この覚書を改定しようとするときは、利用期間満了の2ヶ月前までに相手方に申し入れるものとし、甲乙間で協議を行うものとする」となっています。このままでは2007年4月から9月までの光熱費が負債として残りますので解決をはかる必要があります。

## 3. 教育基本法「改正」反対の署名活動

10月より全大教が提起した教育基本法「改正」反対署名に取り組み、60筆の署名を集めました。「改正」された教育基本法第7条には大学条項が新設され、大学も道徳主義的な教育目標を実行する義務を負わされ、「社会の発展に寄与する」ことが目的として明示されたことで、政府による短期的な経済政策へ大学の教育研究活動を動員する施策がいつそう強化されることとなります。教育基本法「改正」によって、学問の自由と大学の自治の法的保障が更に危うくなることは明白です。

## 4. レクリエーション活動

2006年12月9～10日にかけて、岐阜県は下呂温泉に行きました。総勢34名で、組合員だけでなく、その家族の方々も赤ちゃんから保育園児、小学生、上はシニア世代までたくさんの方に参加していただきました。1日目は小雨の降る中、郡上八幡で和菓子の食べ歩きを楽しみ、ホテルでの夕食後は温泉街の川べりで風情豊かな冬の花火大会を鑑賞しました。2日目は天気も回復し、妻籠宿を散策したあとは、みんなで船に乗り込み天竜川の舟下りを楽しみました。忙しい日常をちょっぴり離れて、リフレッシュできたようです。お楽しみの夜の宴会も、大人も子どももそれぞれに大いに盛り上がりました。

2007年7月7日、夏のレクリエーション企画として、三重県伊賀市のモクモクファー

ムに行きました。バーベキューと地ビールを楽しみ、パン作り、ソーセージ作りに挑みました。幸い天気にも恵まれ梅雨の合間の一日を楽しめたことと思います。

(参加者、組合員 11 名その家族 7 名、組合未加入者 4 名その家族 3 名、合計 25 名)

## 5. 文集 特別号

2007 年 10 月 1 日に大阪外国語大学は大阪大学との統合により解散しますが、文集の特別号を発行することになりました。既に退職された方にも原稿を依頼し、組合活動を振り返っていただきたいと思います。また現組合員の方からも広く原稿を募集し、これからの箕面キャンパスの活動や課題についても書いていただけたらと思っています。単なる思い出論集でなく、多様な原稿を集めた、最後の外大教職員組合の文集としたいと思います。

締切は 2007 年 10 月 1 日とし、11 月中旬の発行を目指します。そのために組合の総会やニュースでも寄稿をひろく呼びかけます。竹村景子 (委員長)、柳本和良、古泉清次、市川明の 4 名で編集委員会を構成します。

## 2007 年度活動方針

### 2007 年度の重点課題

- ・ 大阪大学との統合に伴う就業規則の不利益変更を認めない。
- ・ 統合を期に労使協定や労働協約を新たに締結することを考慮して、早急に箕面地区過半数代表者の選出に取り組む。
- ・ 大阪大学との統合に伴う労働条件の低下・悪化を許さない。そのため統合後の諸制度について点検し、問題点を整理して交渉項目を作成する。
- ・ 10 月段階での事務補佐員の雇用継続と雇用条件改善に取り組む。

#### (1) 学内の民主主義と情報公開を徹底する取り組み

- ・ 統合問題に関して組合の再三の申入れにもかかわらず、民主的な意思決定ルールが無視され、情報公開が実行されなかった。今後学内の民主主義が徹底されるよう、引き続き取り組みを続ける。
- ・ 財務諸表を分析し、教育研究の目標にふさわしい大学予算かどうか検討する。
- ・ 役員会資料等を組合へ提供させる。

#### (2) 労働条件の改善を目指す取り組み

- ・ 教職員の賃金改善に取り組む。そのため、教員は私立大学との給与格差の是正、職員は国家公務員との給与格差是正のため、昇格等の改善を行うこと。
- ・ 再雇用制度を検討し、再雇用職員の賃金単価引き上げに取り組む。
- ・ 教職員の勤務評価方法や基準について、組合と協議させる。
- ・ 事務職員が、少なくとも旧 7 級（新 5 級）退職が保障される昇格基準を組合と協議させる。
- ・ 所定労働時間を短縮し、職員の昼休み休憩 60 分を実現する。
- ・ 入試手当について、昨年度の合意事項の点検と検討をおこない、8 月に実施される大学院入試を含めて早急に協議を開始する。

#### (3) 組合の組織の発展に関する取り組み

- ・ 過半数組合をめざし、組合員拡大に向けて取り組む。
- ・ すべての組合員が組合活動に携わるために、執行委員の選出方法などを抜本的に検討する。
- ・ 組合旅行や昼休みお弁当 Day などを開催し、組合員の親睦と交流をはかるレクリエーションを多様な形式で企画する。
- ・ 大阪大学教職員組合との連携をはかる。
- ・ 組合費の上限を引き続き 3,500 円とする。

## 付録 1 : 2006 年度組合の活動記録

2006 年

- 7 月 22 日 総会 出席 15 名 委任 66 名  
29・30 日 全大教総会 欠席
- 8 月 1 日 組合ニュース第 1 号配信 (組合総会)
- 8 月 11 日 人事院勧告特集号新聞配布
- 8 月 14 日 「産前・産後休暇の代替職員及び育児休業代替職員について」  
申入れ
- 8 月 15 日 組合ニュース第 2 号配信 (申し入れ書)
- 9 月 8 日 学長懇談および事前協議
- 9 月 13 日 kahansu 通信第 1 号配信 (学長懇談)
- 9 月 14 日 kahansu 通信第 2 号配信 (産休・育休など)
- 9 月 14 日 第 1 回執行委員会
- 9 月 15 日 組合ニュース第 3 号配信
- 22 日—24 日 全大教第 18 回教職員研究集会 (会場一橋大学) 参加せず
- 9 月 26 日 第 2 回書記局会議
- 9 月 28 日 入試交渉
- 9 月 29 日 阪大組合 (神代副委員長) と懇談
- 10 月 2 日 「今年度の団体交渉事項」提出  
入試交渉
- 10 月 5 日 入試交渉
- 10 月 6 日 「入試手当」の労働協約仮調印
- 10 月 10 日 第 3 回書記局会議
- 10 月 12 日 第 2 回執行委員会
- 10 月 13 日 「交渉事項の確認」を提出 (10 月 20 日期限)
- 10 月 24 日 阪大組合との懇談 (佐々木、鈴木、古泉、森垣)
- 10 月 24 日 教育基本法「改正」反対署名を配布
- 10 月 25 日 組合ニュース第 4 号配信
- 10 月 31 日 入試交渉の「協議概要」を取り交わす  
「2006 年度団体交渉事項について (回答)」  
組合旅行のお知らせを配布
- 11 月 3・4 日 労働セミナー 欠席  
4・5 日 単組代表者会議 (森垣出席)
- 11 月 7 日 第 4 回書記局会議
- 11 月 8 日 団体交渉事項についての事前交渉 (河村・森垣)
- 11 月 9 日 第 3 回執行委員会

11月 13日 組合ニュース第5号配信  
 11月 13日 「意向調査」申入れ  
 11月 16日 交渉前の意見交換（鈴木、古泉、森垣）  
 11月 20日 kahansu 通信第4号配信  
 11月 21日 第5回書記局会議  
 11月 22日 「学長候補者選考「意向調査」についての申入れ」への回答  
 12月 1日 交渉前の意見交換（鈴木、古泉、森垣）  
 12月 7日 第4回執行委員会  
 12月 8日 交渉前の意見交換（通算4回目）  
 9・10日 組合旅行  
 （33名参加、決算 807,869－220,000（参加費）＝587,869円）  
 12月 12日 第6回書記局会議  
 12月 13日 学長候補者に質問事項を配布  
 （14：40分武田研究室、14：50分学長室）  
 12月 15日 2名の学長候補者から回答  
 12月 18日 学長候補者からの回答を配布  
 12月 21日 22日（5回目の意見交換）開催の打診を断る  
 12月 27日 kahansu 通信第7号発行  
 12月 28日 「組合費の控除に関する労働協約」「組合事務室利用」労働協約の破棄通告文書を受け取る  
  
 2007年  
 1月 4日 「新年の挨拶と新春昼食会の案内」を組合員に投函  
 1月 9日 第7回書記局会議、学長懇談（12日）の申入れを断る  
 1月 11日 新春昼食会（教員17名、職員9名参加）  
 1月 16日 kahansu 通信第8号発行  
 1月 18日 第5回執行委員会  
 1月 23日 第8回書記局会議  
 1月 24日 学長交渉の申入れ  
 27・28日 合同地区別単組代表者会議(名古屋) 欠席  
 2月 6日 第9回書記局会議  
 2月 8日 統合問題で学生への説明会  
 2月 9日 関西圏大学非常勤講師組合との懇談  
 2月 14日 学長「懇談」  
 2月 17日 全大教近畿単組経験交流会議（神戸）欠席  
 2月 19日 第6回執行委員会  
 2月 28日 学長「懇談」

3月 1日	職員評価に関する説明会	
3月 2日	大阪大学との統合に伴う人事制度の対応例等の説明会	
3月 8日	事務補佐員の試験結果発表	
3月 8日	事務補佐員の雇用継続について各課に連絡	
3月 10日	全大教単組代表者会議（東京） 「労働法制改定問題について」 「2007年春闘期の取り組みと今後の強化策」	
3月 11日	教職員共済「協議会」（東京）	
3月 13日	第7回執行委員会	
3月 16日	交渉（河村、古泉、森垣）	kahansu 通信第13号
3月 20日	交渉（佐々木、古泉、森垣）	kahansu 通信第14号
3月 20日	退職者歓送会（16名）	
3月 26日	交渉（河村、鈴木、古泉、森垣）	kahansu 通信第15号
3月 28日	交渉（河村、鈴木、古泉、森垣）	kahansu 通信第16号
3月 29日	参議院文教科学委員会で可決	
3月 29日	交渉（佐々木、河村、鈴木、古泉、森垣）	kahansu 通信第17号
4月 3日	緊急の申入れ（事務職員関係事項）	
4月 5日	交渉（古泉、森垣）	kahansu 通信第18号
4月 12日	第8回執行委員会	
4月 18日	申入れ「組合事務室の光熱費徴収について」	
4月 25日	統合後の事務組織について（古泉、森垣）	kahansu 通信第20号
4月 26日	交渉（河村、鈴木、森垣）	
4月 27日	交渉（佐々木、河村、鈴木、森垣）	kahansu 通信第21号
	7月末までの三六協定を締結	
5月 10日	第9回執行委員会	
5月 16日	kahansu 通信 第22号発行（お弁当Dayのお知らせ）	
5月 18日	kahansu 通信 第23号発行	
5月 18日	組合声明 ー淀川労働基準監督署からの是正勧告についてー	
19・20日	近畿、中四国地区合同地区別単組代表者会議（森垣）	
5月 21日	お弁当Day （7名）	
5月 23日	「就業規則説明会」（佐々木、河村、鈴木、森垣）	
5月 25日	「みのお9条の会」講演会	
6月 5日	第13回書記局会議	
6月 7日	第10回執行委員会	
6月 8日	「2006年度の交渉における未確認事項について」交渉申入れ	
6月 12日	国立大学法人法改正案が衆院本会議で可決、成立	



- 12日—18日 選挙管理委員選挙
- 6月 19日 全大教(森田書記長、藤田書記次長)と会談
- 6月 21日 組合ニュース第7号 選挙管理委員 「告示」
- 6月 29日 組合ニュース第8号
- 7月 3日 会計監査・第14回書記局会議
- 3日—9日 2007年度執行委員・会計監査選挙
- 7月 5日 第11回執行委員会